

#03/2025

PwC Thailand Tax Alert

タイ国官報勅令第792号、第793号、
第794号、および第795号に関する
最新のご案内：タイの法人および個
人に対する税務上の影響





タイ国官報勅令第792号、第793号、第794号、および 第795号に関する最新のご案内：タイの法人および個人 に対する税務上の影響

2025年3月24日、歳入法典に基づく、法人および個人所得税に関する勅令第792号、第793号、第794号、および第795号が官報により公告されました。これらの勅令により、タイの法人および個人に対する所得税率の引き下げや免税を含む税制上の優遇措置が導入されます。大幅な変更はないものの、当該措置により税負担の軽減と、経済成長の促進が期待されます。納税者においても、恩恵を享受するために変更点の理解が重要になります。

1. 勅令第792号：国内旅行手当

本勅令は、タイ国内における観光の促進とセミナー活動の支援を目的とした税制優遇措置を設けるものです。これは、タイ国内の一部地域における経済成長を促進するための重要なステップとなります。

主要規定

新たに公布された勅令は、特にタイ国内の認知度が低い地域における観光およびセミナー活動を促進するための税制優遇措置です。「二次的観光県」と定義されるこれらの地域には、一般的に観光客が少ない地域を指し、チェンライ県、ナコンナーヨック県、サムットソンクラーム県が含まれます。

個人は、2024年5月1日から11月30日までの期間に、指定された二次的観光県でのツアー、ホテル、または認定されたホームステイの支払いに対して、個人所得税(Personal Income Tax: PIT)の所得控除を受けることが可能ですが、また、e-タックスインボイス発行の認定を受けているVAT登録事業者からのサービスについても、15,000バーツを上限に所得控除が可能です。

企業は、タイ国内で行われるセミナー活動の関連費用に対して法人税(Corporate Income Tax: CIT)の所得控除を受けることが可能ですが、二次的観光県で開催されるセミナーについては、関連費用の200%が所得から控除され、他の地域や隣接地域でのセミナー費用に対しては150%が所得から控除されます。対象となる費用には、セミナー会場費、宿泊費、交通費、および関連サービス料が含まれますが、これらは2024年5月1日から11月30日までに発生した費用が対象です。企業は、VAT登録事業者に対して支払いを行い、根拠証憑として使用可能な認定済みのe-タックスインボイスを取得する必要があります。

PwCの見解

企業は、2024年5月1日から11月30日までに受領した書類を確認し、本勅令および今後公表される歳入局長の通達に準拠する必要があり、本手続きは規定された免税および所得控除の適用を受けるために重要になります。



2. 勅令第793号: 海外で働くタイ人専門家の帰国を促進するための税制優遇措置

本勅令は、タイの競争力を向上させ、経済的に重要なターゲット産業への投資を促進するために、個人所得税および法人税の減免措置を与えています。特に、海外で働くタイ国民に対して、より低く有利な税率を提供し、タイへの帰国を促すことを目的としています。さらに、企業に対しこれらの専門家の雇用を奨励し、ターゲット産業での成長とイノベーションを促進することを目指しています。

主要規定

本勅令は、競争力強化法および投資奨励法に基づき、法人税の免税対象事業を有する企業を対象としており、東部経済回廊の経済特区内で免税事業を営む企業も対象としています。対象産業で就労し、基準を満たす従業員の所得に対する最終的な源泉徴収税の税率を17%と定めています。

これらの恩典を享受するためには、タイ国籍を有し、学士号以上を取得している必要があります。また、タイ国外で2年以上の職務経験があり、この優遇税率が適用される年にタイで働いていないこと、さらに2事業年度前にタイの税法上の居住者でなかったことが条件です。タイでの就労は、本勅令の施行日から2025年12月31日までに開始されている必要があります。

個人所得税の優遇措置に加え、法人税の優遇措置も提供されます。対象となる個人を雇用する企業は、従業員の給与関連費用に対して150%を所得から控除することができます。ただし、給与関連費用が他の免税措置で使用されていないことが条件です。

本税制措置は、勅令の施行日から2029年12月31日まで適用されます。

PwCの見解

企業が本勅令の恩典を最大限に享受するためには、歳入局へ必要な申告を提出するなど、特定の要件を遵守する必要があります。

3. 勅令第794号: 知識管理開発局(Office of Knowledge Management and Development:OKMD)への電子寄附に対する税額控除

本勅令は、知識管理開発局(Office of Knowledge Management and Development、以下「OKMD」)への電子寄附を奨励するために、大幅な税制上の優遇措置を設けています。これらの優遇措置は、国立学習センターおよびサステナブルディベロップメント学習センターの設立を支援するものです。個人および企業が寄附した金額の200%を所得から控除することが可能であり、慈善活動を促進し、電子的記録の管理を容易にします。

主要規定

本勅令により、2025年1月1日から2026年12月31日までにOKMDへ電子寄附を行った場合、寄附金額の200%を所得から控除可能です。納税者は、現金で寄附を行った場合に限り、その他の控除を適用した後の課税所得から寄附した金額の200%を控除することができます。同様に、企業も現金または現物による寄附額の200%に相当する所得控除を申請することができます。ただし、これらの控除は個人の純課税所得および企業の純利益(その他の特定の控除が適用される前)の10%を上限とします。

本規定により、寄附に関連する資産の譲渡や物品の売却から得た所得に対する所得税、付加価値税(VAT)、特定事業税、印紙税も免除されます。ただし、寄附者はこれらの資産または物品の費用を税額計算において損金として計上することはできません。



PwCの見解

これらの税制優遇措置を活用するためには、電子寄附システムの利用が不可欠です。従来の方法で行われた寄附は適用の対象外となります。団体および寄附者は、今後公表される歳入局長からのガイドラインを確認し、規定に遵守することが重要となります。

4. 勅令第795号: 医療財団を支援するための電子寄附に対する税控除

本勅令は、タイの重要な医療機関および教育財団を支援するために慈善目的の電子寄附を奨励する税制優遇措置を与えています。個人および法人は、寄附した金額の200%を課税所得および利益から控除することが可能です。

主要規定

2024年12月31日に勅令第771号の有効期限が終了したため、勅令第795号が公布されました。これにより、タイ赤十字社または指定された医療・公衆衛生財団への電子寄附を行う個人および企業に対して、所得税および法人税の免除が適用されます。寄附は2025年1月1日から2027年12月31日までに行う必要があります。個人は、現金で寄附した場合に限り、その他の控除を適用した後の課税所得から寄附額の200%を控除することができます。企業も、金銭または現物の寄附金額に対して同様に200%の控除をすることが可能です。ただし、これらの控除は、控除後の総所得または総利益の10%が上限となります。

これらの税制優遇措置を享受するためには、個人および企業は歳入局長が定めた規定に準拠する必要があります。寄附者は免除された所得および類似した非課税所得を合算した金額が、慈善寄附控除前の所得または利益の10%を超えないようにする必要があります。

本規定により、寄附に関連する資産の譲渡や物品の売却から得た所得に対する所得税、付加価値税(VAT)、特定事業税、印紙税も免除されます。ただし、寄附者はこれらの資産または物品の費用を税額計算において損金として計上することはできません。

PwCの見解

- 勅令第771号では、12の財団のみが対象でしたが、勅令第795号では26の財団が対象となっています。したがって、寄附者はより多様な財団に対して二重控除の恩典を享受できます。
- これらの税制優遇措置を利用するためには、電子寄附システムを使用する必要があります。従来の方法で行われた寄附は適用の対象外となります。寄附者および団体は、歳入局から今後公表されるガイドラインを遵守する必要があります。寄附対象の財団が勅令で認定された団体として公表されていることを確認することが重要になります。



For further information, please contact:

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Orawan Fongasira
Tuttapong Kritiyutanont
Ornnattha Sabyeroop

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uzumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638)
toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619)
shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830)
tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美 (0 2844 1321)
motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2025 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 149 countries with more than 370,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.